

## 香美町民バス運行委託業務（７８条市町村有償デマンド路線）仕様書

### 1 業務の名称

香美町民バス運行委託業務（７８条市町村有償デマンド路線）

### 2 業務の目的

香美町香住区内において運行する町民バスの運行に際し、安全かつ効率的で利便性の高い運行を期待するものであり、業務受託候補者を公募型プロポーザルにより選定するものである。

### 3 履行期間

令和５年９月２５日から令和８年９月３０日まで

### 4 履行場所

香美町香住区内

### 5 運行開始日

令和５年１０月１日

### 6 運行方法

道路運送法第７８条による市町村有償運送

### 7 業務に必要とされる要件

- (1) 道路運送法の規定に基づく一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業または一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けている事業者又は同法第７８条に定める自家用有償旅客運送事業の運行業務を受託できる者であること。
- (2) 運行開始日において、業務遂行に必要な各種法令に基づく許可、認可、免許等を有していること、又は有することとなることが確実な者であること。
- (3) 本町に本店、支店又は営業拠点があり、事故の発生等により業務の遂行に障害が発生した場合には、乗客の安全確保や各関係機関への連絡、代替車両の手配など、速やかな対応が可能な者であること。若しくは、運行開始日において、本町に本店、支店又は営業拠点を有することが確実であり、同様の対応が可能となることが確実な者であること。

### 8 業務内容

本業務の内容は、次に掲げるところによる。

- (1) 路線・系統

| 路線名  | 起点   | 終点  | 運行日                      |
|------|------|-----|--------------------------|
| 奥佐津線 | 香住病院 | 佐津駅 | 月～金曜（除：祝日）<br>電話予約便・区間のみ |
| 余部線  | 香住病院 | 御崎  | 月～金曜（除：祝日）<br>電話予約便・区間のみ |

(2) 経路

別紙１・２を基本とする。

(3) 運行時刻

別紙３を基本とする。

(4) 使用料

エリア内１５０円、エリア外利用２００円とする。

なお、小学生・障害者は半額（それぞれ８０円、１００円）とする。

また、別途回数券、定期券を設定する。

(5) 運行車両

貸与車両

(6) 停留所

管理が必要な停留所の総数は２３箇所（予定）とし、詳細は業務受託者と協議のうえ決定する。

(7) 予約

運行決定期限は、「前日１７時まで」から「２時間前まで」の間を基本とする。

なお、通学対応のため、定期運行する便がある。

## 9 委託料

(1) 委託料は、人件費、燃料油脂費、車両修繕費、点検費、自動車任意保険料のほか、停留所の維持管理、その他業務に必要な経費を含むものとする。

(2) 停留所の表示及び車内への表示等は、業務受託者が行うこととする。その詳細については、業務受託者と協議のうえ、別途定めるものとする。

(3) その他業務には、運行に必要な業務（使用料の徴収管理、乗降客の安全確保、移動制約者の乗降補助、ダイヤ管理、車内案内、予約受付）及び緊急時の対応（連絡、代替手段の確保など）に係る業務を含むものとする。

(4) 前号の使用料は、業務受託者が日々記録・管理するものとし、本町の指示に基づき納めるものとする。

## 10 業務の報告

(1) 業務受託者は、本町の指示に基づき行う乗降調査について、その結果を処理のうえ、提出するものとする。

- (2) 本町は、業務受託者に対し、当該業務の処理状況について随時調査を行い、必要な報告を求め、監査することができるとともに、必要な指示をすることができるものとする。

#### 1 1 委託料の請求

- (1) 業務受託者は、業務履行期間の終了後速やかに町に業務報告書を提出し町の検査を受けるものとし、検査に合格したときは、委託料の支払請求書を速やかに提出するものとする。
- (2) 町が業務受託者に委託料を支払うのは、町会計年度終了後とする。ただし、部分払いを町会計年度内に1回請求することができるものとする。

#### 1 2 運行の中止

積雪、自然災害、その他業務受託者の責によらない事由により、運行区間の全部又は一部の運行が不能であると認められる場合は、業務受託者の判断により運行を中止することができるものとする。ただし、運行を中止したときは速やかに町に報告するものとする。

#### 1 3 緊急時（事故発生等）の対応

町民バス運行業務にあたり、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本町に連絡するとともに適切な処置をとること。

- (1) 天災、交通事故、その他やむを得ない理由により運行に支障が生じ、又は生じるおそれがあるとき。
- (2) 町民バスの利用者が、交通事故等により生命及び身体を害したとき。

#### 1 4 その他

- (1) 業務受託者は、関係法令遵守のうえ町民バス運行業務を遂行すること。
- (2) 業務受託期間中に発生した、町民バス運行に伴う不慮の事故等に係る一切の責任は、業務受託者が負うものとする。